

## 鹿児島市地域商社支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が、海外市場に向けた販路拡大を促進し、もって貿易の振興及び経済の活性化を図るため、本市事業者の商品等を取り扱う地域商社の海外への販路拡大に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、規則で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域商社 国外への市場拡大を目指す本市事業者と海外バイヤー等をマッチングするほか、少量の商品でも取りまとめて輸出する機能等を有する事業者
- (2) 展示会等 国、都道府県、その他国内の公的機関及び団体、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、国内外で開催される海外バイヤーの参加する展示会等
- (3) 情報発信又はプロモーション 販売業者への情報発信又は小売店等でのフェア開催等の不特定多数の消費者に向けた販売促進活動

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、納期の到来している市税を完納している者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に本店を有する地域商社

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は交付を受けることはできない。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している

法人等

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事務又は事業は、市内に主たる事業所を有する事業者（第1号の事務又は事業にあっては申請者を除き、第2号から第6号までの事務又は事業にあっては申請者を含む。）5者以上の商品等を取り扱い、当該商品等を輸出することを目的として実施する次の各号に掲げる事務又は事業とする。

- (1) 当該年度に開催される展示会等への出展、又は参加に係るもの
- (2) バイヤーの招へいに係るもの
- (3) 情報発信又はプロモーション活動に係るもの
- (4) セミナーの開催に係るもの
- (5) 取引上の物流又は決済の一元化に係るもの
- (6) その他市長が認めるもの

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業等の実施に伴う次に掲げる経費とする。ただし、他の制度による補助金又は助成金等の対象となる額及び補助金の交付決定前に支出した経費を除く。

- (1) 出展料
- (2) 渡航費
- (3) 宿泊費（補助対象事業の実施期間中の宿泊費に限る。）
- (4) 広告宣伝活動費
- (5) 通訳費及び翻訳費
- (6) 輸送費
- (7) その他市長が必要と認める経費

2 補助金の額は、前項の補助対象経費の2分の1以内の額とし、1補助事業等当たりの上限額は100万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 一の補助事業者等は、3回まで補助を受けることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者等は、市長に対し、補助事業等に着手する前までに規則第4条の申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 地域商社支援事業実施計画書（様式第1）
- (2) 事業収支予算書（様式第2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3）
- (4) 課税事業者・免税事業者届出書（様式第4）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日とする。

（実績報告）

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに規則第14条の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 地域商社支援事業実績報告書（様式第5）
- (2) 事業収支決算書（様式第6）
- (3) 写真等、実施状況及び商品等の把握ができる資料
- (4) 領収書の写し等、補助対象経費の支出を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（消費税及び地方消費税の仕入控除税額の取扱い）

第9条 補助事業者等は、規則第4条に規定する補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除することができる部分の金額に第5条の規定により算出した補助金の額を補助対象経費の額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 市長は、規則第5条に規定する補助金の交付決定を行うに当たっては、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額してなされた交付申請については、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しないで補助金の交付の申請を行った補助事業者等については、補助金の額の確定を行うまでの間において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額を減額した額を補助金の額として確定する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 補助事業者等は、規則第14条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、その旨及び額について報告しなければならない。

5 補助事業者等は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7）により、速やかに市長に報告しなければならない。

6 市長は、前項の規定による報告があった場合において、当該確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が補助金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を超えるときは、当該超える額に相当する額の返還を命ずる。

（関係書類の保存）

第10条 補助事業者等は、規則第11条の書類、帳簿等を事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（事業状況報告等）

第11条 補助事業者等は、補助事業等について実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、市の求めに応じて当該補助事業等の実施成果の状況について市長に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鹿児島市地域商社支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請がされるものから適用し、同日前に申請がされたものについては、なお従前の例による。